

令和2年10月29日

## 第5回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 5 回総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 10 月 29 日（木曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 ながおか市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 24 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 25 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 26 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 27 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 29 号 農業振興地域整備計画の変更について
  - 日程第 3 報告第 4 号 農地法の届出通知等について
  - 日程第 4 その他（違反転用対応の今後の方向性について）
- 4 出席委員 （22 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （2 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、  
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主事 桑原 彩乃

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

それでは、第 5 回長岡市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

欠席届が、議席番号 8 番、菅沼正美委員、17 番、稲波忠昭委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議長において 2 番、吉川勇委員、3 番、岩本一男委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第 24 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議長 日程第 2、これより審議に入ります。議案第 24 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 ご説明申し上げます。  
議案書 3 ページ、4 ページをご覧ください。  
今月の 3 条許可申請は 7 件でございます。  
1 番から 3 番は売買による所有権移転、4 番から 6 番は贈与による所有権移転、7 番は賃借権の設定であります。  
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり  
ます。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たして  
おります。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
議長 これより審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）  
議長 ありませんの声が聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第 24 号 農地法第 3 条の許可申請について、許可することに異議  
ございませんでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
議長 異議なしの声が聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし  
ます。
- 議案第 25 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議長 議案第 25 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議  
題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 議案書 6 ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域1件、越路地域1件、計2件でございます。

1番、飯塚の畑について、原油、天然ガスの採取作業に伴う休憩室及び駐車場敷地として一時転用する許可を受けておりましたが、このたび期間を令和12年10月31日まで延長するものでございます。

2番、雲出町の畑について、当初の計画者が平成30年11月に墓石保管用地として転用する計画について許可を受けておりましたが、諸事情により計画どおりの利用が困難となったため、新たに承継者が駐車場及び災害時避難場所として利用する計画に変更するものでございます。

なお、この案件は後ほどご説明する農地法第5条許可申請の9番と関連をしております。

以上の件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第25号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第26号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第26号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域の3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において10月22日までに現地確認を実施しております。



議案第27号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第27号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書の10ページから12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域7件、越路地域4件、三島地域1件、寺泊地域1件、栃尾地域1件、川口地域1件、計15件でございます。

1番、川袋町の畑について、農機具格納庫及び農業用車庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものでございます。議案資料40ページに経過説明を掲載しております。申請地は、川袋町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

2番と15番は同一の計画によるものになりますので、一括して説明をいたします。千代栄町の畑について、住宅建築敷地として利用するために、2番については売買による所有権移転、15番については使用貸借権の設定をするものでございます。工期は、令和2年11月1日から令和3年3月30日までの計画であります。申請地は、千代栄町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

3番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年11月15日から令和3年3月31日までの計画であります。申請地は、土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

4番、福山町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年4月20日までの計画であります。申請地は、住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可も必要となります。

5番、福山町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年4月20日までの計画であります。申請地は、住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

6番、飯塚の田について、工場建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年9月30日までの計画であります。申請地は、JR越後岩塚駅から500メートル以内の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、許可できるものでございます。

7番、小貫の田について、事務所、物置、作業所及び車庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料41ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、譲受人は以前から申請地周辺地域を拠点に事業を行っており、本地域の除雪も受け持っていることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

8番、才津東町の畑について、住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和2年12月1日から令和3年3月31日までの計画であります。申請地は、市街化区域に近接しており、今後住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

9番、雲出町の畑について、駐車場及び災害時避難場所として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和2年11月10日から令和3年5月10日までの計画であります。申請地は、雲出町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

こちらの案件は、先ほどご説明いたしました事業計画変更承認申請の

2番と関連をしているものでございます。

10番、川口峠の田について、養鯉池として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料42ページに経過説明を掲載しております。申請地は、川口峠地内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が周辺雑種地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

11番、飯塚の田について、住宅建築敷地及び庭敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料43ページに経過説明を掲載しております。申請地は、飯塚集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

12番、岩野の田畑について、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和2年11月18日から令和4年6月17日までの計画でございます。申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

13番、岩野の田畑について、砂利採取のための運搬道路及び施設用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和2年11月18日から令和4年6月17日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

14番、寺泊竹森の田について、住宅建築敷地として利用するために使用賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和3年8月31日までの計画であります。申請地は、JR寺泊駅から300メートル以内の区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

議長

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第27号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議  
ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第28号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定、  
移転で6件の申出があり、権利関係は賃借権設定が4件、使用貸借権設定が2件となっています。

次に、中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは7件の申出がありました。内容については全て新規で、権利関係は全て賃借権設定となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借入分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは7件の申出がありました。内容については全て新規で、権利関係は全て賃借権設定となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計20件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を

満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長           それでは、審議に入ります。  
                  ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
                  （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長           ありませんの聲が聞こえます。  
                  それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
                  議案第28号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定  
                  することに異議ございませんでしょうか。  
                  （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長           異議なしの聲が聞こえます。  
                  それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第29号    農業振興地域整備計画の変更について

議長           議案第29号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたしま  
                  す。  
                  事務局の説明を求めます。

今坂係長      ご説明申し上げます。  
                  議案書の17ページをご覧ください。農業振興地域整備計画に係る農用  
                  地利用計画を変更するに当たり、意見を求められたものでございます。  
                  除外1件の申出がありました。

                  長岡地域の農地752平方メートルについて、資材置場として利用するも  
                  ので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用  
                  地区域から除外するものでございます。

                  本案件につきましては、異議なしと意見回答することをご提案申し上  
                  げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長           それでは、審議に入ります。  
                  ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
                  （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長           ありませんの聲が聞こえます。  
                  それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
                  議案第29号 農業振興地域整備計画の変更について、異議ございませ  
                  んでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、農業振興地域整備計画の変更については、異議なしと決定いたします。

日程第 3

報告第 4 号 農地法の届出通知等について

議長

日程第 3、報告第 4 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 7 件を 19 ページ、20 ページに、5 条の届出について 27 件を 21 ページから 25 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 2 件を 26 ページに、18 条合意解約について 7 件を 27 ページ、28 ページに、利用権解約について 15 件を 29 ページから 31 ページに、中間管理権の解約について 2 件を 32 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

それでは、これより 10 分間、休憩とします。

( 休 憩 )

議長

時間でありますので、再開します。

日程第 4

その他 (違反転用対応の今後の方向性について)

議長

今日は、違反転用対応の今後の方向性について、皆さんの意思統一を図りたいと思っております。

現地は、農振農用地であります。これまで再三の指導をしてきましたが、違反状態が長期に及び、いまだに解決されていない案件でございます。

これまで運営委員会 (農地対策) での検討のほか、プロジェクトチームも設けて検討してきました。プロジェクトチームのメンバーを紹介し

ます。私と、粉川会長職務代理者、本田検討委員長、諸橋検討副委員長、中村農地対策委員長、吉川農地対策副委員長、それと、この分野に精通していることから、私が特命でお願いしている堀委員です。

それでは、リーダーの粉川会長職務代理者、お願いします。

粉川会長職務代理者 これまで再三の是正指導を行い、過去には是正計画書も提出されていますが、いまだ改善されていません。私は、もう行政代執行しかないと思います。強硬な手段を取らなければ、私はそういう覚悟でおります。

それでは、堀委員から詳細を説明してもらいます。

堀 徳太郎委員 私が農業委員に就任した直後に会長から違反転用是正マニュアルの作成を依頼され、これを契機に、特命により、行政代執行の検討の場に参加するよう要請されました。

さて、本日の議題は、行政代執行をいかに適正に執行するかです。

今年の8月頃から、行政代執行を視野に入れて、運営委員会及びプロジェクトチームで、事務局を含めて検討してきたところでございます。これについては、資料の1ページと2ページにその概要が記載されております。説明は省略させていただきます。

運営委員会及びプロジェクトチームは、これまでの行政の対応を検証、違反転用の現状を把握し、解決策を模索してまいりました。そして、ここに一つの結論を得ることができました。それは、違反転用者に対し原状回復命令に基づく行政代執行に向けて行政手続きを進めるということです。本日は、これまでの検討内容を説明することにより、ご理解とご賛同をいただきたいと思っております。

(資料に沿って説明)

以上で私の説明は終わります。

議長 今回の説明に質問、意見はございませんでしょうか。

青柳久雄委員 どれくらいの面積ですか。

堀 徳太郎委員 1,000平方メートルくらいです。

青柳久雄委員 水田に原状回復する場合の概算費用の見積もりはありますか。

堀 徳太郎委員 これからです。農林部や土木部などと協議しながら算出することになると思います。

青柳久雄委員 行政代執行の最終決定権者というのは誰ですか。

堀 徳太郎委員 農業委員会の会長です。

議長           ほかにございませんか。皆さんとよく考えて結論を出したいので、何か不安な面がありましたら少しでも言ってもらえれば。

                  それでは、長岡市農業委員会として、違反転用の解消のためにこういう方向性で進めることに賛同していただけますでしょうか。

                  （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長           皆さんの意見を尊重して、この方向性で進めることを決定します。

                  以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

                  これをもちまして、第5回総会を閉会いたします。

閉 会（午後4時20分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年10月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	欠	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">22人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> <td></td> <td>吉川勇 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>岩本一男 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	22人			議事録署名委員	欠席委員	人	2人			吉川勇 委員		計	24人			岩本一男 委員
出席委員	人	22人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	2人			吉川勇 委員																		
	計	24人			岩本一男 委員																		